

T M P C W A との労働問題に関する姿勢と提案

1. 基本的姿勢

フィリピンの司法および行政当局の現状、ILO勧告の精神、解雇された労働者の生活、TMPの生産レベル、ならびにこの紛争を可能な限り早急に解決しようとのIMF、IMF-JC、および全日本自動車産業総連合（自動車総連）との協力を踏まえて、我々は、他のすべての関心事項に優先して彼等の安定した生活をもたらすために、可能な限り最善の措置を講じたい。

（解雇後5年間職を得られず財政的困難にある者達は、可能な限り早急に援助を受けることが出来る。）

（参考）

[フィリピンの司法および行政当局の現状]

(1) 解雇事件

国家労働関係委員会（NLRC）と高裁（CA）は、解雇された労働者達は、各自、TMPの規則に対する重大な違反を犯したのであるから解雇は適法であるということで意見一致している。NLRCとCAはいずれもTMPに退職金の支払を命じたが、それは職を失いかけている労働者達を助けるための人道的措置としてだけであった。本件は現在もなお最高裁（SC）において審理されている。

(2) 団交権事件

2000年3月の承認投票（CE）に関しては、たしかに労働雇用省（DOLE）はTMP CWAが権利を得たと承認したが、その決定に対しては直ちにTMPがCAに控訴した。事件がCAに上がって以来5年経ったが、今日現在決定が下されていない。その理由は、ひとつには、CAの差止命令に対するTMP CWAのSCへの上告がCAの審理を遅らせているのである。結果として、2005年12月のDOLEの決定に基づき、2006年2月16日に新たなCEが実施された。競合する両組合とTMPは、投票者の資格問題にかんするDOLEの最終決定を待っているところである。

[ILO勧告]

ILOがフィリピン政府に勧告したのは次の点である。

- (1) 団交問題にかんしてTMP CWAとTMP間の会合を開始するよう最善の努力を尽くすこと。
- (2) 「2000年2月のTMP CWAの職場離脱は違法ストであった」ことは認めつつも、227名の解雇された労働者達を原職復帰させる可能性を検討するための話合を開始すること。それが不可能であれば、彼等に適当な保証金を支給すること。

2. TMPの提案

(1) 解雇事件

[提案]

- a) TMPは、解雇された労働者達が訓練を受け自動車機械工として認定される機会を伴う退職金の増額を、セットで提案する。
- b) 訓練を修了しトヨタ認定機械工として認められた者達は、TMPが提供する就職紹介支援を受けて国内または海外の自動車作業所に雇用してもらえる大きな機会を得ることになる。

<この提案に基づく解雇された労働者達にとっての利点>

解雇された労働者達のある者達が提訴した事件がSCに係属中であっても、この提案は実施することが出来る。

自動車機械工に対する需要は現在非常に大きい。労働条件と就職機会は良好である。海外、特に中東では、機械工が大いに求められている。事実、国内のトヨタのディーラーがしばしば中東の店で雇用され、結構な給料をもらっている。この提案は一時に多数の労働者の長期雇用を実現するには最善の方法である。

自動車機械工となることは、解雇された労働者達の大部分の者達が職業学校での訓練と彼等の作業経験とを最大限に生かすことが出来る道である。

(2) 2006年2月16日の承認投票に関連する団交権事件

[提案]

- a) 本件は、TMPにおける一般労働者の間の問題である。TMPは労働者の選択にはまったく関係ない。
- b) TMPは、この問題にかんするDOLEの最終決定、およびどちらの組合が団交における労働者達の代表になるかについての労働者達の選択を、尊重する。

3. その他の事項

(1) IMFの斡旋によるTMP CWAとの直接話合

我々は、IMF、IMF-JCおよび自動車総連が、本件の解決のため話合を開始する機会を設けてくれたことに感謝する。

話合が行われるまでに、TMPとTMP CWAとの間の不愉快な紛争から5年かかった。これまで当事者はどちらも相手方に対して必ずしも胸襟を開かなかった。かくして、これまでの4回の会合では、我々はTMP CWAとTMPの要求内容を相互の理解のために再確認することに期待をかけてきた。

我々は、本件を可能限り早急に解決するため、この直接話合に信義誠実をもって参加してきた。

しかしながら、IMFの書記局長マレンタッキー氏とTMP CWAの委員長クベロ氏より、「TMPは、TMP CLOが申請した新たなCEを実施するためにクベロ氏との直接話合を引き延ばしている」ということが述べられた。これはまったくの誤解であるから我々の最も遺憾とするところである。

DOLEは2005年6月30日にTMP CLOの申請を承認した。この承認は、TMPの当時の社長であり現在はTMPの取締役会に対する相談役となっている田畑氏が、本件の解決のため東京においてIMFの書記局長マレンタッキー氏との話合を持った8月25日よりも前になされていることなのである。我々は2月16日のCEがすでに予定された後でさえも直接話合に参加し、ILO勧告に沿って解雇された労働者達の生活を支えるために我々の考えを提案しているのである。これらの事実はTMPの誠意の証左である。

話合の手順に関しては、自動車総連の会長加藤氏の提案に従い解雇事件から始めることにしたのである。我々が団交事件を故意に引き延ばしているというのは、まったく真実ではない。

(2) 解雇された労働者達の前職復帰、および新規雇用の可能性

TMPは、解雇の理由および従った手続の観点からみて解雇は適法かつ公正になされたと考えている。したがって、解雇された労働者達の前職復帰、あるいはTMPにおける新規雇用の可能性に関しては、我々は最高裁から出されるであろう本件にかんする最終判決に従うつもりである。

たとえ我々が判決に囚われず前職復帰をすんなり受け入れるにしても、現在の生産レベルのもとでは、解雇された労働者達全員を前職復帰させられるまでには、長い時間がかかるであろう。

我々が第一優先事項としてやるべきことは、可能な限り多くまた可能な限り早急に、解雇された労働者達の生活を安定させることである。

(参考)

[解雇の理由]

2日間の無許可集団離席は会社規則の重大な違反であった。

- * T M P C W Aのメンバーが職場を離れることを届け出た時には、T M Pは、すでに、公聴会参加のためとして要請されていた、T M P C W Aの正規の代表者達から届け出られていた離席を承認済みであった。
- * さらに、離席を届け出たT M P C W Aメンバーの人数は、T M Pの最小人員レベルのもとで許容される限度をはるかに超えていた。24時間内の事前通知では、会社の操業の完全崩壊をきたすことなしに離席を認めることは不可能であった。事実、およそ300名の労働者達による集団離席は、2日間のラインストップを引き起こし、T M Pに大きな損害を与えた。

[解雇を実行した手続]

T M Pメンバーが無許可離席をする前にT M Pが発行した注意メモが無視された。

我々は彼等に各自の行動について説明する機会を4度にわたって与えたにもかかわらず、彼等は、1名を除きその説明をしなかった。

我々が解雇の決定をした際には、我々は1日しか工場を離席しなかった労働者達および我々のところに理由を説明しに出頭した1名の労働者は除外した。

(3) 労働組合活動にかんするT M Pの姿勢

I M FとT M P C W Aの委員長クベロ氏はT M Pが常に反組合的であると指摘するが、これは真実ではない。

T M Pは、労働者の過半数によって選ばれる組合がどちらであってもその組合が団交権を有するのであり、この組合とT M Pは信義誠実な話合を通じて相互の信頼を築いていくべきであると信じる。このような関係こそが我々(労使とも)を輝かしい未来に導いてくれるであろう。

監督職クラスの組合に関しては、T M P C S Uが1999年(T M P C W Aとの紛争が始まる前)に創立され、2000年に団交権を得ている。T M P C S Uと経営陣は6ヶ月後(2001年2-3月)に協定に達したが、このように時間がかかったのは2001年3月のストライキによって交渉が中断されたからである。

一般職クラスに関しては、T M P C S Uが現在享受しているような団交権を持った組合はまだない。

I M FとT M P C W Aの委員長クベロ氏は、T M P C S UとT M P C L Oは会社組合であると指摘する。これもまた真実ではない。

T M P C S UもT M P C L Oも共にこのような非難には同意しないし、我々は、I M F - J Cと自動車総連が、彼等と直接会い討議しているので、このことを証言してくれるであろうと信じる。

以上